

栄区児童生徒スポーツ・文化活動表彰要綱

制 定 平成25年 6月18日 栄地振第497号（区長決裁）
最近改正 令和 4年 7月19日 栄こ第654号（区長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、スポーツ・文化の分野において、顕著な功績又は優秀な成績を収めた児童・生徒（小学校、中学校、高校又はこれらに相当する学校を含む。（以下「学校」という。）に在学している者をいう。以下同じ。）に対する栄区長（以下「区長」という。）による表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 表彰の対象者は、栄区内の学校に在学、または、栄区内に在住している児童・生徒並びに主に児童・生徒により構成される栄区内のスポーツ団体、文化団体及びそれらの団体に属する児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）とする。

（表彰基準及び選考方法）

第3条 区長は、次の功績があった児童・生徒等を表彰することができる。

- (1) 全国大会、全国コンクール等への出場以上
- (2) 関東大会、関東コンクール等への3位以内の入賞
- 2 前項の表彰は、他の表彰等がなされている事例について、併せて行うことを妨げない。
- 3 区長は、内申書を基に審査を行い、被表彰者を決定する。その際、栄区小学校長会会長、栄区中学校長会理事、その他の関係者に必要な意見を聴取し、参考にすることができる。

（表彰方法）

第4条 表彰は、区長が賞状を贈呈することにより行う。

- 2 区長は、必要に応じて、賞状と併せて記念品を贈呈することができる。

（表彰時期）

第5条 区長は、表彰基準に該当する事例が生じたときは、随時表彰を行うことができる。

（所管）

第6条 表彰に関する事務は、栄区こども家庭支援課が担当する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、区長による表彰に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年6月18日から施行する。

附 則

- 2 この要綱は、平成26年2月26日から施行する。

附 則

- 3 この要綱は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

- 4 この要綱は、平成27年 7月 1日から施行する。

附 則

- 5 この要綱は、令和 4年 7月19日から施行する。

（経過措置）

前項の規定に関わらず、施行日前の申請については、なお従前の例による。